

政令第 号

特定都市河川浸水被害対策法の施行期日を定める政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定都市河川浸水被害対策法の施行期日は、平成十六年五月十五日とする。

理由

特定都市河川浸水被害対策法の施行期日を定める必要があるからである。